

その3

参考資料

1. 水質調査結果

(1) 千曲川の水質

市内を流れる千曲川は、市街地を流れる用水路や郊外地、山間地を流れる中小河川などと合流して、新潟県方面に流れています。水質の汚れを表す「BOD(※)」をはじめ、各項目で異常のある数値や、重金属類等は観測されていません。

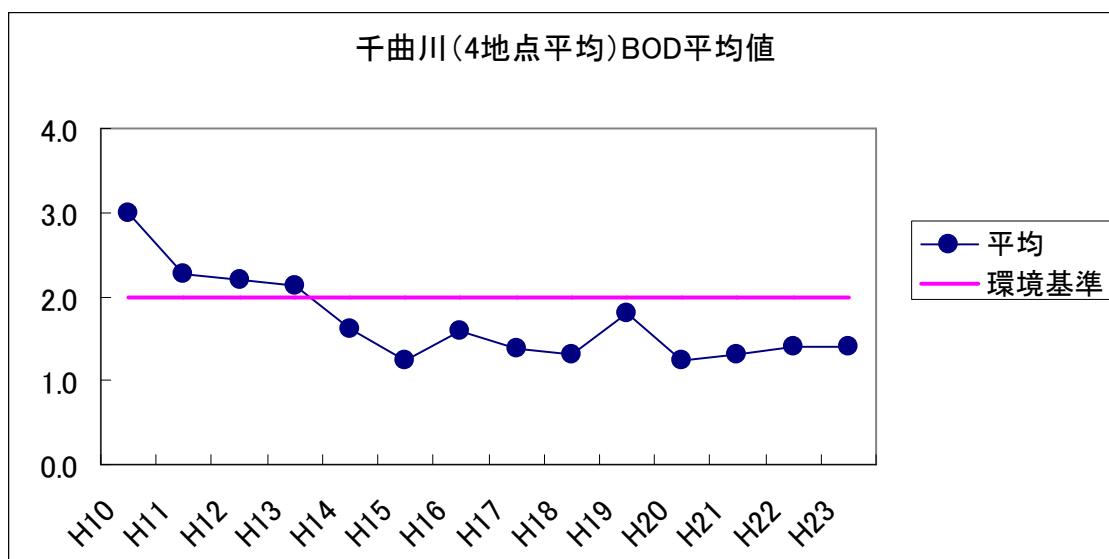
※BOD（生物化学的酸素要求量）

河川水などの有機物による汚濁の程度を示すもので、微生物によって有機物が分解されるときに消費される酸素の量から算出される値。数値が高いほど、有機物の量が多く汚れていることを示す。

①千曲川の平成23年度水質調査結果(生活環境項目)

調査地点	日付	時間	天候	気温 ℃	水温 ℃	生活環境項目						
						p H	伝導度 (mS/m)	S S (mg/l)	D O (mg/l)	B O D (mg/l)	C O D (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
古牧橋	10/26	10:02	曇	9.8	11.9	7.7	18.6	8	12.1	1.5	1.2	2.0E+03
	2/28	10:35	晴	-2.6	3.5	7.6	23.3	9	12.2	1.4	1.3	1.5E+03
綱切橋	10/26	10:20	曇	9.8	10.9	7.7	18.8	8	12.2	1.5	1.2	2.0E+03
	2/28	10:55	晴	-2.7	3.9	7.6	23.5	8	12.3	1.4	1.3	2.3E+03
大関橋	10/26	12:00	曇	8.9	13.1	7.7	18.3	7	12.3	1.4	1.2	2.1E+03
	2/28	11:15	晴	-2.6	3.7	7.7	23.1	9	12.4	1.4	1.2	2.0E+03
市川橋	10/26	12:20	曇	9.0	12.3	7.8	18.1	8	12.2	1.5	1.3	2.1E+03
	2/28	11:40	晴	-2.6	3.1	7.7	23.6	8	12.3	1.4	1.2	2.0E+03

②千曲川のBOD推移



※「4 地点平均」の測定地点：古牧橋、綱切橋、大関橋、市川橋

(2) 市内中小河川の水質

市内を流れる中小河川及び用水路は、大きく分けて市街地、郊外地、山間地の3つに分類されます。各河川・用水路は、千曲川本流に合流しているため、水質保全が求められています。

①市街地

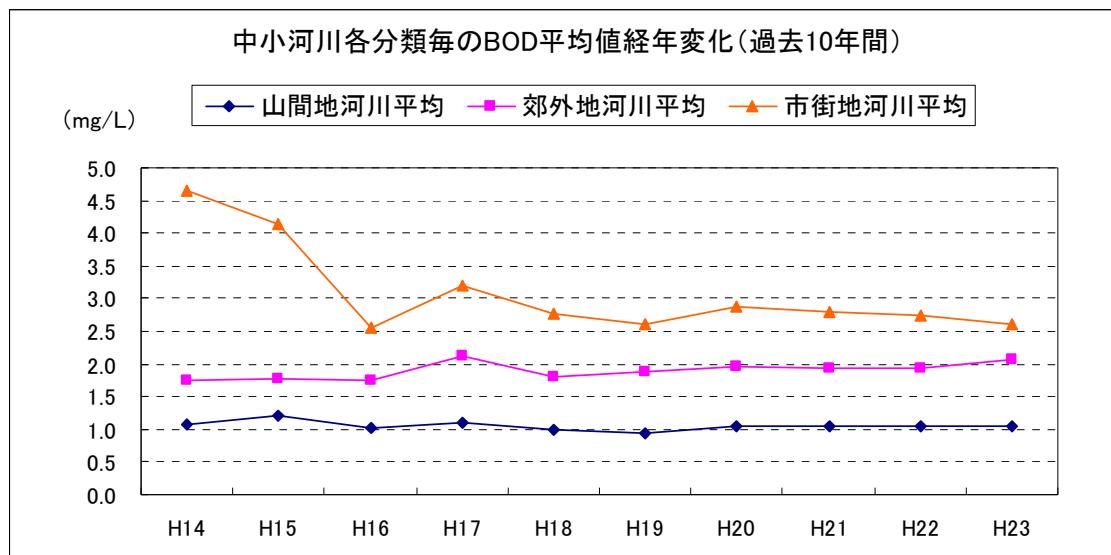
市街地の中小河川(用水路)は、3分類の中では最もBODが高い値となっています。市街地は下水道の普及率は高いですが、一部家庭の雑排水等が水路に流入している状況があり、もともとの流量が少ない市街地の河川は、それらの影響を受けやすいことも、BOD数値が高い一因と考えられます。

②郊外地

郊外地は全般に汚濁が見られない地点が多い結果となりました。しかし、広井川は全般にBODが高い数値が見られるため、水質悪化が懸念されます。

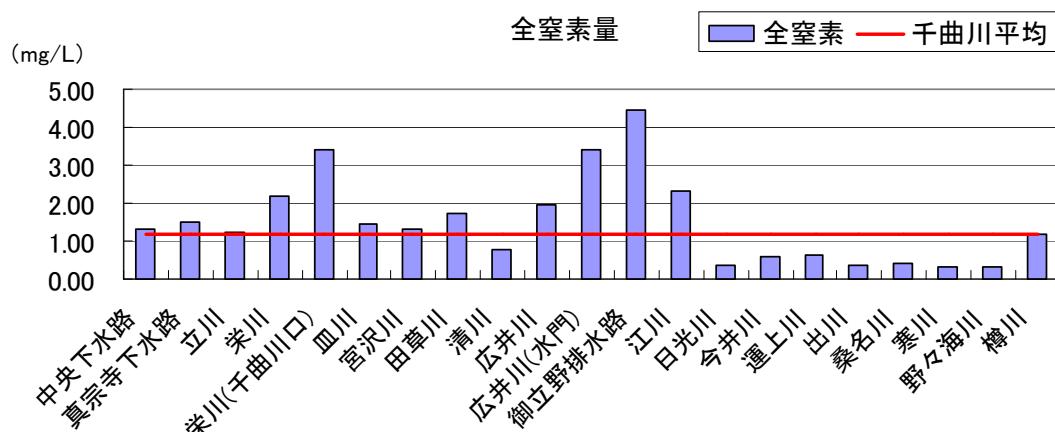
③山間地

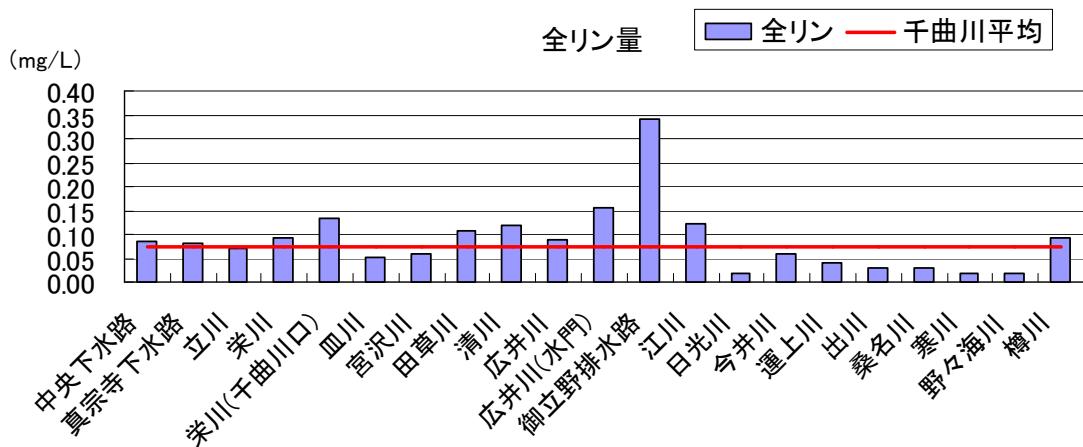
山間地はほとんど汚濁が見られませんでした。



④全窒素量・全リン量

窒素やリンは肥料等に含まれており、農地を通る河川で数値が高い傾向が見られました。





(3) 市内湖沼の水質

市では針湖池、沼池、北竜湖、桂池、茶屋池、田茂木池の市内 6ヶ所の湖沼の水質測定を行っています。

市内の湖沼では、針湖池で富栄養化(※)の傾向が見られました。針湖池は広井川から取水されており、広井川の汚濁の影響を受けていると考えられます。

※富栄養化

窒素やリンが増えることにより、これらを栄養源とする植物プランクトンが異常に繁殖し、アオコが発生するなどの水質悪化を招くこと。富栄養化の傾向が強まると、水質では COD、TN (全窒素)、TP (全リン)、クロロフィル a などの数値が高くなる。

平成23年度 湖沼水質調査測定結果一覧表

調査地点	p H	伝導度 (mS/m)	C O D (mg/l)	S S (mg/l)	D O (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	T - N (mg/l)	T - P (mg/l)	クロロフィルa (μ g/l)	透明度 (cm)
針 湖	8.0	9.8	4.5	13	10.8	4.3E+04	2.2	0.108	29	140
沼 池	7.2	3.3	1.9	4	12.5	1.1E+02	0.44	0.025	4.0	310
北竜湖	7.8	4.8	2.6	4	11.5	1.1E+02	0.48	0.052	7.1	290
桂 池	7.3	2.6	1.4	<1	11.7	6.4E+01	0.15	0.010	2.6	410
茶屋池	7.1	1.9	1.4	<1	11.1	4.6E+01	0.13	0.011	2.0	450<
田茂木池	7.4	4.8	1.5	<1	14.2	4.6E+01	0.14	0.018	1.7	150<

(4) 地下水の水質

市では、井戸をお持ちの方々にご協力をいただき、地下水の水質調査を行っています。本年度は飯山地区、秋津地区、木島地区、常盤地区のお宅で調査を行いました。

そのうち、常盤地区では硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が、水道法の基準である10mg/lを大きく上回る 45.2mg/l検出されました。市では常盤地区全域に注意を呼びかけたり、井戸水を使用する方で希望者を対象に簡易検査を実施するなどしました。

一般に硝酸態窒素、亜硝酸態窒素の濃度が高い水を飲むと、乳児などが酸欠になるメトヘモグロビン血症を発症すると言われています。高濃度の原因として、田畠の肥料の影響も考えられることから、引き続き市内全域での水質調査を実施し、監視を行う必要があります。なお、トリクロロエチレン等、有機塩素系溶剤はすべて問題ありませんでした。

平成 23 年度地下水調査の結果

調査地区	有機塩素系溶剤			硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/l)
	トリクロロエチレン (mg/l)	テトラクロロエチレン (mg/l)	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	
秋津地区	<0.002	<0.0005	<0.0005	1.44
木島地区	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.05
常盤地区	<0.002	<0.0005	<0.0005	45.2
飯山地区	<0.002	<0.0005	<0.0005	1.59

2. 公害の状況

(1) 公害苦情

公害を防止するための基本となる法律「環境基本法」では、公害の種類を①大気汚染、②水質の汚濁、③土壤の汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下、⑦悪臭(総称して「典型7公害」と呼ばれる)と定義づけています。

市には年間、いくつもの公害等の苦情が寄せられますが、法律で禁止事項や基準が決められているものから、細かな規定がなく大部分をマナーに委ねたものまで、その内容は様々です。

市では状況を確認し、当事者同士の事情を聞きながら指導等の必要な対応をとっていますが、公害苦情が少しずつ減っていくよう取り組みを推進してきます。

公害苦情件数の推移

	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	悪臭	その他	計
H14	13	10	0	5	0	38	4	70
H15	25	14	0	5	0	29	0	73
H16	10	26	0	4	0	12	5	57
H17	19	29	0	3	0	0	0	51
H18	13	11	0	3	0	1	0	28
H19	20	28	0	2	0	2	0	52
H20	11	15	0	4	1	1	0	32
H21	8	12	0	3	1	3	0	27
H22	7	10	1	1	0	1	0	20
H23	11	2	1	2	0	1	0	17

※大気汚染の内容には「野焼き」を含んでいます。

(2) 放射能問題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、福島県の東京電力福島第1原子力発電所が大きな津波に襲われ運転が停止し、放射性物質が空気中へ放出される事故が発生しました。

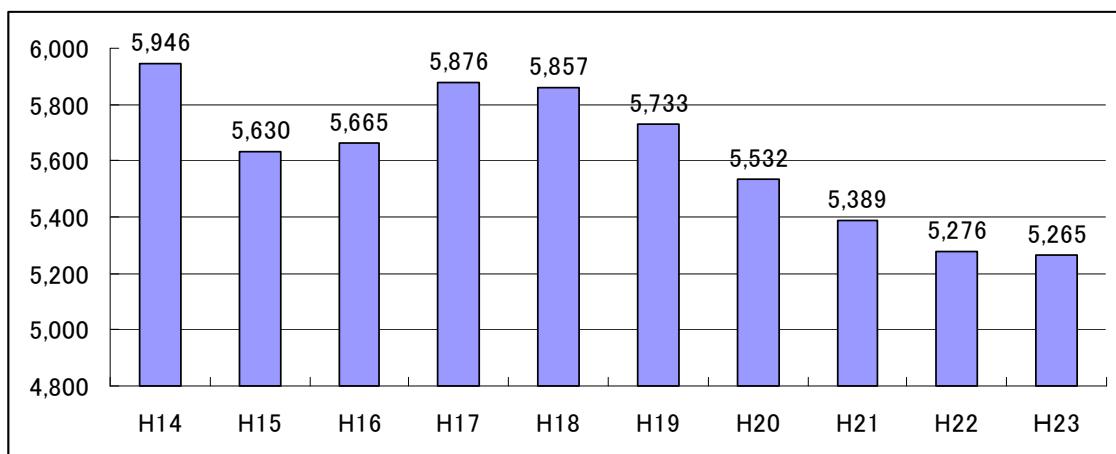
放射性物質は東日本を中心に広範囲に飛散し、飯山市でも空間放射線量測定を定期的に行うなどの対応を実施しています。現在のところ、人体に影響を与えるおそれのある数値は測定されていませんが、放射性セシウム 137 は半減期が 30 年となっており、今後も測定を続ける必要があります。

3. ごみ・資源物

(1) ごみ処理量

市では可燃ごみ、不燃ごみを定期的に収集し、岳北広域行政組合で運営するエコパーク寒川で処理しています。市では「ごみ減量計画」に基づきごみの減量に取り組んでおり、ごみの量は平成 18 年度以降、徐々に減少しています。

可燃ごみ・不燃ごみ処理量の推移 (単位:トン)

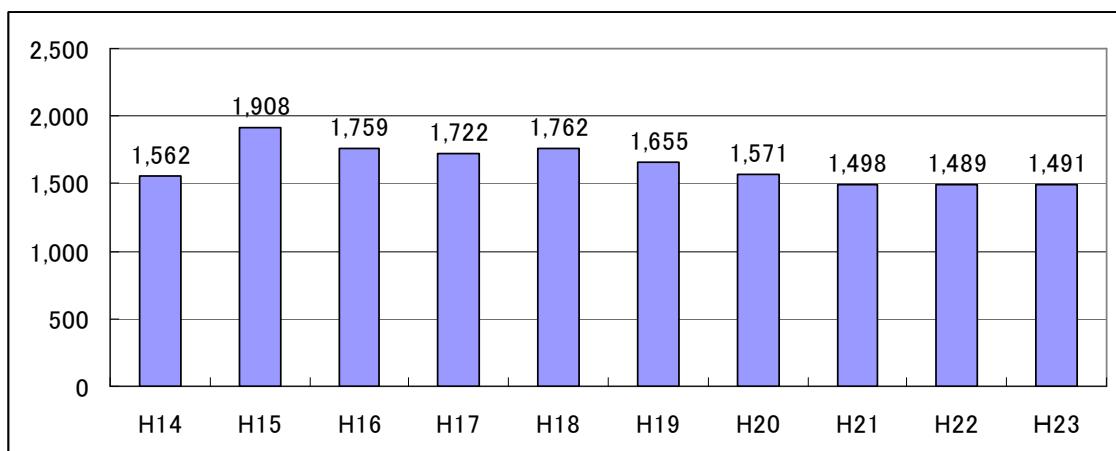


(2) 資源物処理量

市では資源物としてプラスチック製容器包装、古紙、ペットボトル、ガラスびんを定期的に収集しています。

平成 15 年度にはプラスチック製容器包装の収集を新たに開始したこともあり、資源物収集量は増加しましたが、その後は減少傾向にあります。ごみ減量推進のためにも、資源物として処分できるものはなるべく資源物として出してもらうよう、啓発を推進していきます。

資源物処理量の推移 (単位:トン)



4. 飯山市環境基本条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）についての基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

(基本理念)

第2条 環境の保全等は、すべての市民が健全で恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の市民に引き継いでいく責務を有することを認識して、積極的に行わなければならない。

2 環境の保全等は、環境の復元力には限りがあることを認識し、環境資源の適正な管理及び循環的な利用を行うこと並びに環境の保全上の支障を未然に防止することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行わなければならない。

3 環境の保全等は、地域の環境が地球環境と深く関わっていることを認識し、すべての事業活動や日常生活において地球環境の保全に資するよう行わなければならない。

4 環境の保全等は、市、市民及び事業者が環境に対する理解を深めながら、それぞれの責務に応じた役割分担のもとに自主的かつ積極的に行わなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、自らの社会経済活動に際して、環境の保全等に資する取組みを率先して

実行するとともに、市民及び事業者の環境の保全等に資する取組みを支援しなければならない。

3 市は、第1項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念に基づき、日常生活において、廃棄物の減量、資源及びエネルギーの節約等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全等に自ら努めるとともに、地域における環境の保全等に資する取組みを推進しなければならない。

3 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動に伴って生ずる公害その他の環境の汚染を防止するために必要な措置を講じるとともに、廃棄物の減量及び適正処理の実施、資源の有効利用等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 事業者は、市民が行う地域の環境の保全等に積極的に参加協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、開発事業等を行うに当たっては、地域の環境特性に応じた適正な土地利用を基本に置き、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第6条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 人の健康又は生活に被害を及ぼす

環境保全上の支障を防止し、安全な生活環境を確保すること。

(2) 生物の多様性の確保を図るとともに、健全な自然環境に寄与する森林、農地等を自然的かつ社会的条件に応じ体系的に保全しつつその適正な利用を図ることにより、自然と人との共生を確保すること。

(3) 資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用及び廃棄物の発生の抑制を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。

(4) 歴史的・文化的環境の保全、良好な景観の形成、身近な自然空間の整備及び人にやさしい都市施設の整備を推進し、快適な環境を創造すること。

(5) 環境の保全等に資する取組みを通じて、地球環境の保全に貢献すること。

(6) 市民の意見を反映するとともに、市民及び事業者の環境の保全等に資する自主的かつ積極的な取組みが促進されるよう環境に関する教育、啓発等を行うこと。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全等の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 環境への配慮の方針

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、市民の意見が反映されるよう努力とともに、飯山市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮等)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当た

っては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全等を優先するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第9条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の状況等の公表)

第10条 市長は、環境の状況、市が講じた環境の保全等に関する施策の実施状況等を公表しなければならない。

第2節 環境の保全等に関する施策

(規制的措置等)

第11条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、国及び県の講ずる規制措置等を市民及び事業者が遵守することに関し、必要な指導に努めるものとする。

(経済的措置)

第12条 市は、市民及び事業者が自ら環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全等に資する施設の整備)

第13条 市は、環境の保全等に資する公共的施設の整備その他これに類する事業を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、自然と人とのふれあいに資する公共的施設その他の人々にやさしい快適な環境の創造に資する施設の整備を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(事業に係る環境配慮)

第14条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業に係る環境の保全等について適正に配慮するよう必要な措置を講ずるものとする。

(資源の有効利用の促進等)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減

量及び適正処理並びに資源及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進等)

第 16 条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての関心と理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全等に資する活動が促進されるようにするため、環境教育及び環境学習の推進、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第 17 条 市は、市民及び事業者並びにこれらの者が構成する団体（第 22 条第 2 項において「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全等に関する活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報の整備と提供)

第 18 条 市は、環境の保全等に関する必要な情報を体系的に整備し、適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施及び監視体制の整備)

第 19 条 市は、環境の状況の把握その他環境の保全等に関する施策の策定に必要な調査を実施するとともに、監視及び調査体制を整備するよう努めるものとする。

第 3 節 地球環境の保全等に関する施策

(地球環境の保全に関する施策)

第 20 条 市は、地球環境の保全に関する施策の実施に当たっては、国、他の地方団体その他関係機関と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者の地球環境の保全に資する活動が促進されるよう、普及、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(化学物質等による環境汚染の防止に関する施策)

第 21 条 市は、人の健康を損なうおそれのある化学物質その他の環境の汚染を引き起こすおそれのある物質に係る情報の収集及び提供、排出の抑制その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 4 節 施策の推進体制等

(推進体制の整備)

第 22 条 市は、環境施策について総合的な調整を行い、及び計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 市は、民間団体等と連携を図り、環境の保全等に関する施策を推進する体制を整備

するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 23 条 市は、広域的な取組みを必要とする環境の保全等に関する施策の推進に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力するものとする。

第 3 章 飯山市環境審議会

(設置)

第 24 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定により環境の保全等に関する審議会その他合議制の機関として、飯山市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じて環境の保全等に関する基本的事項に関し調査又は審議するほか、必要に応じて環境の保全等に関する事項に関し市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第 25 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に会長を置き、委員が互選する。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 26 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 27 条 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(補則)

第 28 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(飯山市環境審議会条例の廃止)

2 飯山市環境審議会条例（平成 10 年飯山市条例第 13 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例施行の際現にこの条例による廃止前の飯山市環境審議会条例（以下「審議会条例」という。）の規定に基づき委嘱されている委員及び互選されている会長は、この条例の規定に基づき委嘱され、又は互選されたものとみなし、委員の任期は、審議会条例の規定に基づき委嘱された日から起算する。

附 則(平成 12 年 3 月 27 日条例第 1 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

(飯山市環境審議会委員の委嘱に係る経過措置)

2 この条例の施行の際現に委嘱されている飯山市環境審議会委員にあっては、この条例第 11 条の規定による改正後の飯山市環境基本条例の規定に基づいて委嘱されたものとみなし、その任期は、この条例第 11 条の規定による改正前の飯山市環境基本条例の規定に基づいて委嘱されたときから通算する。